



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月28日火曜日 第394号

◇ 目 次 ◇ 規 則

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 346

告 示

保安林予定森林..... (森林整備課) ... 347

解除予定保安林..... (") ... 347

都市計画の変更（一部変更）（4件）..... (都市計画課) ... 347

都市計画の変更（名称変更を伴う一部変更）..... (") ... 348

指定障害児通所支援事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 348

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 348

指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 349

道路の供用開始（県道肱川公園線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 349

公 告

庁内LAN端末機（一般業務ネットワーク用）の借入れ及び閉域接続サービスの調達..... (スマート行政推進課) ... 349

第5次庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ..... (") ... 351

公安委員会規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部広報県民課) ... 352

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則..... (警察本部監査官室) ... 354

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部運転免許課) ... 354

県議会告示

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程..... (議会事務局) ... 356

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第15号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中村時広

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年愛媛県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（財務諸表）</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月総務省告示第221号）に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書_____とする。</p> <p>（事業報告書の作成）</p> <p>第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載</p>	<p>（財務諸表）</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月総務省告示第221号）に定める_____キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p> <p>（事業報告書の作成）</p> <p>第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載</p>

しなければならない。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 県の政策における法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画及び年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- (13) 内部統制の運用状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

しなければならない。

- (1) 法人に関する基礎的な情報
 - ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
 - イ 事務所の所在地
 - ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - エ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
 - オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
 - カ 非常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳
 - イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) その他事業に関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第345号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 今治市吉海町田浦300・376の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る）、376の2
 - 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第346号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町木地字坊城向己116の2

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
 - 道路用地とするため

○愛媛県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
令和5年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 新居浜都市計画道路
 - 3・2・2新居浜バイパス線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 新居浜市船木字坂ノ下、船木字下長野、光明寺一丁目、光明寺二丁目及び東田三丁目の各一部
 - (2) 削除する部分 新居浜市船木字坂ノ下、船木字下長野、光明寺一丁目、光明寺二丁目及び東田三丁目の各一部

○愛媛県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
令和5年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画道路

・小・2 永野市線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 鬼北町大字永野市の一部

○愛媛県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画道路

・3・2 米町芝線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 鬼北町大字近永、大字奈良、大字芝及び大字中野川の各一部

○愛媛県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

○愛媛県告示第352号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和5年3月28日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500277	株式会社さわやか倶楽部	福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号	山本武博	児童発達支援	さわやか愛の家 にいはま館	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77 1階	令和4年12月1日
3850500392	株式会社鎌倉総合企画	香川県高松市木太町42-8	鎌倉圭佑	児童発達支援	ナイスおおじょういん	愛媛県新居浜市大生院343-4	令和5年1月1日
3850500392	株式会社鎌倉総合企画	香川県高松市木太町42-8	鎌倉圭佑	放課後等デイサービス	ナイスおおじょういん	愛媛県新居浜市大生院343-4	令和5年1月1日
3850200498	合同会社発達の木	愛媛県今治市菊間町浜648番地	今岡健一	放課後等デイサービス	発達みかんの木 ユナイト	愛媛県今治市鯉池町1丁目3-23	令和5年1月1日
3850600358	伍光堂合同会社	愛媛県松山市千舟町五丁目3-17 市駅前ビル4階	徳増光彦	放課後等デイサービス	初凧 西条楠	愛媛県西条市楠甲609-3	令和5年2月10日
3850600366	株式会社コミュニティメディアカルサポート	愛媛県西条市玉津583番地5	田坂朗	児童発達支援	コミュニティキッズゆめが	愛媛県西条市玉津583番地7	令和5年3月1日
3850600366	株式会社コミュニティメディアカルサポート	愛媛県西条市玉津583番地5	田坂朗	放課後等デイサービス	コミュニティキッズゆめが	愛媛県西条市玉津583番地7	令和5年3月1日

○愛媛県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年3月28日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300767	株式会社 ワンス	愛媛県四国中央市金生町山田井819番地	柴 垣 健 太	短期入所	グループホーム ベース	愛媛県四国中央市金生町山田井819番地	令和5年1月1日
3821300328	株式会社 ワンス	愛媛県四国中央市金生町山田井819番地	柴 垣 健 太	共同生活援助	グループホーム ベース	愛媛県四国中央市金生町山田井819番地	令和5年1月1日
3810201081	一般社団法人さんかく	愛媛県今治市常盤町一丁目3番11号	豊 島 吾 一	生活介護	生活介護事業さんかくやま	愛媛県今治市唐子台東三丁目15-3	令和5年2月1日
3810500888	ゆりかごファミリークリニック 院長 大藤佳子	愛媛県松山市歩行町1丁目12番地2クレアセトル歩行町1402号	大 藤 佳 子	短期入所	ゆりかごファミリークリニック	愛媛県新居浜市東田1丁目甲1239番地2	令和5年2月1日
3820500837	合同会社ココデアンド	愛媛県西条市玉津648番地1	合 田 淳 平	共同生活援助	グループホーム ココデアンド	愛媛県新居浜市萩生2886番地5	令和5年3月1日

○愛媛県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年3月28日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300718	一般社団法人香和会	愛媛県四国中央市金生町下分1654番地の2	合 田 左 予 理	短期入所	グループホームまめの木	愛媛県四国中央市寒川町1015番地2	令和4年12月31日
3821300302	一般社団法人香和会	愛媛県四国中央市金生町下分1654番地の2	合 田 左 予 理	共同生活援助	グループホームまめの木	愛媛県四国中央市寒川町1015番地2	令和4年12月31日
3810500110	社会福祉法人 新居浜愛育会	愛媛県新居浜市大生院1686番地	渡 辺 均	自立訓練（生活訓練）	指定障害者支援施設まさき育成園	愛媛県新居浜市大生院1686番地	令和5年2月28日
3811300494	株式会社四国中央興産	愛媛県四国中央市中之庄町464番地1	受 川 眞 二	重度訪問介護	ヘルパー事業所 きずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地1	令和5年2月28日

○愛媛県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂281番6から同町山鳥坂277番1まで	令和5年3月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
庁内LAN端末機（一般業務ネットワーク用）の借入れ及び閉域接続サービスの調達
- (2) 借入物品名及び数量並びに調達役務名及び数量
ア 借入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ 4,532台（ハードウェア、ソフトウェア及び保守部品の提供並びに搬入、据付け、配線、データ移行、調整、ハードウェアの保守、借入期間満了後の撤去等一式を含む。）

- イ 調達役務名及び数量
閉域接続サービス 一式
- (3) 借入物品及び調達役務の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間及び調達開始日
ア 借入期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
イ 調達開始日

令和6年3月1日

(5) 借入場所及び調達場所
仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、紙入札により行う。

イ 入札金額は、借入物品に係る1月当たりの借入代金並びに調達役務に係る導入の一時費用及び費用の月額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

単独企業又はこの公告の業務を行うために借入物品の提供を担う企業及び調達役務の提供を担う企業の2者により自主的に結成された企業グループ（以下「企業グループ」という。）で、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、企業グループにあっては(2)に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

エ ISO27001の認証を取得している者であること。

オ 借入期間の開始までに借入物品を適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

カ 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。

キ 調達開始日までに調達役務を適正かつ確実に提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。

ク 調達役務に係る障害への対応、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 4(3)アに掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 企業グループの資格要件

ア 構成員の数は、2者とすること。

イ 企業グループの代表者となる構成員を定め、4(3)アに掲げる提出期限までに企業グループ結成に関する協定書を提出した者であること。

ウ 各構成員が、単独で又は他の企業グループの構成員として、この公告の入札に参加していないこと。

エ 各構成員が、(1)ア、イ、エ及びケに掲げる要件を満たす者であること。

オ 借入物品の納入を行う構成員が、(1)オ及びカに掲げる要件

を満たす者であること。

カ 調達役務の提供を行う構成員が、(1)ウ、キ及びクに掲げる要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

令和5年5月12日（金）から同月16日（火）午後1時59分までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 郵送等による入札書の取扱い

郵送等により入札書を提出する場合は、令和5年5月12日（金）から同月16日（火）午後1時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(5) 開札の日時及び場所

令和5年5月16日（火）午後2時

愛媛県庁本館1階 企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該審査申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

令和5年4月25日（火）午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和5年4月25日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入し、かつ役務を提供できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定

に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased and the service to be rendered: Personal Computer , 4532 units
Supply of closed mobile network services , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m. , 16 May 2023
- (3) For further information , please contact: Smart Administrative Computerization Group , Smart Administrative Promotion Division , Digital Strategy Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
第5次庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- (5) 借入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。

- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (6) 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約を締結する希望が有る者として、令和5～7年度競争入札参加資格審査申請書による登録の申請を受理されている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

- ア 電子入札による場合は、令和5年5月12日（金）から同月16日（火）午前9時59分までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を含め定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。
- イ 紙入札による場合は、令和5年5月12日（金）から同月16日（火）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

- ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、令和5年5月16日（火）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

- (1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年5月16日（火）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の提出期限

- (ア) 電子入札による場合は、令和5年4月25日（火）午後5時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。
- (イ) 紙入札による場合は、令和5年4月25日（火）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、令和5年4月25日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: The 5th LAN system for the prefectural office , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 16 May 2023
- (3) For further information , please contact: Smart Administrative Computerization Group , Smart Administrative Promotion Division , Digital Strategy Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 五葉明德

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（個人情報の保護）</p> <p><u>第1条</u> 公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、<u>個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年愛媛県規則第5号）</u>の規定の例による。ただし、<u>個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。）</u>第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、個人情報取扱事務登録簿（別記様式）のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（補則）</p> <p><u>第2条</u> この規則に定めるもののほか、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>及び<u>条例の実施</u>に関し必要な事項は、警察本部長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">（個人情報の保護）</p> <p><u>第1条</u> 公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、<u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）</u>の規定の例による。ただし、<u>愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）</u>第7条第1項<u> </u>の個人情報取扱事務登録簿の様式は、個人情報取扱事務登録簿（別記様式）のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（職の指定）</p> <p><u>第2条</u> <u>条例第19条第2項第1号ウの公安委員会規則</u>で定める職は、<u>警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（補則）</p> <p><u>第3条</u> この規則に定めるもののほか、<u> </u><u> </u><u> </u> <u>条例の実施</u>に関し必要な事項は、警察本部長が定める。</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第1条関係） 個人情報取扱事務登録簿

事務の区分	<input type="checkbox"/> 全所属共通 <input type="checkbox"/> 警察本部所属共通 <input type="checkbox"/> 警察本部関係所属・各警察署共通 <input type="checkbox"/> 警察署共通 <input type="checkbox"/> 警察本部所属固有	
登録（変更）年月日	年 月 日（ 年 月 日変更）	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登 録	
	保 有	
個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務の目的		
根拠法令等		
個人情報の対象者の範囲		
個人情報の記録項目	基本的情報	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 顔画像 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> その他（ ）
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
	その他の情報	<input type="checkbox"/> 心身の状況 <input type="checkbox"/> 家庭生活の状況 <input type="checkbox"/> 社会生活の状況 <input type="checkbox"/> 資産・収入の状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）
保有個人情報の目的外の利用の有無及び提供の状況	<input type="checkbox"/> 有（法第69条第2項第 号該当） <input type="checkbox"/> 無	
	提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有（委託内容 ） <input type="checkbox"/> 無	
保有個人情報の保有形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル（手作業）処理ファイル <input type="checkbox"/> その他のファイル	
個人情報ファイル簿の作成の有無	<input type="checkbox"/> 有（ファイル名 ） <input type="checkbox"/> 無	
備考		

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会審査請求手続規則（平成28年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 個人情報保護法等 に関する審査請求に関する手続 （第30条）</p> <p>第4章・第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>第3章 個人情報保護法等 に関する審査請求に関する手続 （審理官に関する規定の適用除外等）</p> <p>第30条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条。以下「個人情報保護法」という。）第106条第1項に規定する審査請求及び愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第18条の2に規定する審査請求（次項において「個人情報保護法等 に関する審査請求」という。）については、第4条 _____ の規定は、適用しない。</p> <p>2 個人情報保護法等 に関する審査請求についての第2章の規定の適用については、第6条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項 _____ 」と、第7条第1項及び第2項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項 _____ 」と、第27条中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は個人情報保護法第106条第2項 _____ 」とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 愛媛県情報公開条例等 に関する審査請求に関する手続 （第30条）</p> <p>第4章・第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>第3章 愛媛県情報公開条例等 に関する審査請求に関する手続 （審理官に関する規定の適用除外等）</p> <p>第30条 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第18条の2に規定する審査請求及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第43条の2 _____ に規定する審査請求（次項において「愛媛県情報公開条例等 に関する審査請求」という。）については、第4条、第11条第2項、第12条から第26条まで、前条並びに第31条第2項（審理官の専決に係る規定に限る。）及び第3項（審理官の報告に係る規定に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 愛媛県情報公開条例等 に関する審査請求についての第2章の規定の適用については、第6条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第18条第2項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第42条第2項」と、第7条第1項及び第2項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は行政機関個人情報保護法第42条第2項」と、第27条中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は行政機関個人情報保護法第42条第2項」とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第8号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(講習科目)

第5条 取消処分者講習(飲酒取消講習を除く。)の講習科目は、次の表のとおりとする。

種別	講習科目	
四輪車	1～3 省略	
	4 <u>運転適性診断結果</u> による指導・助言	
	5 省略	
	6 <u>ディスカッション指導</u>	
	7 <u>危険予測運転の解説</u>	
	8 <u>道路又はコースでの技能診断</u>	
	9 省略	
	10 省略	
	二輪車	1～4 省略
		5 <u>運転適性・技能診断結果</u> による指導・助言
6 <u>ディスカッション指導</u>		
7 <u>危険予測運転の解説</u>		
8 省略		
9 省略		

(講習科目)

第5条 取消処分者講習(飲酒取消講習を除く。)の講習科目は、次の表のとおりとする。

種別	講習科目	
四輪車	1～3 省略	
	4 <u>適性診断結果</u> による指導・助言	
	5 省略	
	6 <u>危険予知運転の解説</u>	
	7 <u>路上又は場内</u> での技能診断	
	8 省略	
	9 省略	
	二輪車	1～4 省略
		5 <u>適性・技能診断結果</u> による指導・助言
		6 <u>危険予知運転の解説</u>
7 省略		
8 省略		

2 飲酒取消講習の講習科目は、次の表のとおりとする。

2 飲酒取消講習の講習科目は、次の表のとおりとする。

種別	講習科目	
四輪車	1～4 省略	
	5 <u>運転適性診断結果</u> による指導・助言	
	6・7 省略	
	8 <u>危険予測運転の解説</u>	
	9 <u>道路又はコースでの技能診断</u>	
	10 省略	
	11 <u>ディスカッション指導</u>	
	12 省略	
	二輪車	1～4 省略
		5 <u>運転適性・技能診断結果</u> による指導・助言
		6・7 省略
		8 <u>危険予測運転の解説</u>
9 省略		
10 <u>ディスカッション指導</u>		
11 省略		

種別	講習科目	
四輪車	1～4 省略	
	5 <u>適性診断結果</u> による指導・助言	
	6・7 省略	
	8 <u>危険予知運転の解説</u>	
	9 <u>路上又は場内</u> での技能診断	
	10 省略	
	11 <u>ディスカッション</u>	
	12 省略	
	二輪車	1～4 省略
		5 <u>適性・技能診断結果</u> による指導・助言
		6・7 省略
		8 <u>危険予知運転の解説</u>
9 省略		
10 <u>ディスカッション</u>		
11 省略		

(受講申出)

第6条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書(様式第3号)及び施行規則第17条第2項第10号の申請用写真2枚を、公安委員会(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。))が行う取消処分者講習を受けようとする者(以下「当該指定講習機関」)に提出して行うものとする。

(受講申出)

第6条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書(様式第3号)及び施行規則第17条第2項第8号の申請用写真2枚を、公安委員会(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。))が行う取消処分者講習を受けようとする者(以下「当該指定講習機関」)に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県議会告示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月28日

愛媛県議会議長 渡部 浩

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子
計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び
同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の
特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当す
るものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)
第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成
17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期

発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（書類の様式）

第8条 次の表の左欄に掲げる書面等の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	条例第17条第1項の個人情報取扱事務登録簿	個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）
2	条例第18条第1項の個人情報ファイル簿	個人情報ファイル簿（様式第2号）
3	条例第20条第1項の開示請求書	保有個人情報開示請求書（様式第3号）
4	条例第25条第1項の書面	保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）
5	条例第25条第2項の書面	保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）
6	条例第26条第2項の書面	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）
7	条例第27条第1項の書面	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）
8	条例第28条第2項の書面	愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第2項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第8号）
9	条例第28条第1項及び第2項の意見書	保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）
10	条例第28条第3項の書面	保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（様式第10号）
11	条例第29条第3項の規定による申出	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第11号）
12	条例第33条第1項の訂正請求書	保有個人情報訂正請求書（様式第12号）

13	条例第35条第1項の書面	保有個人情報訂正決定通知書（様式第13号）
14	条例第35条第2項の書面	保有個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）
15	条例第36条第2項の書面	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第15号）
16	条例第37条第1項の書面	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第16号）
17	条例第40条第1項の利用停止請求書	保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）
18	条例第42条第1項の書面	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）
19	条例第42条第2項の書面	保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第19号）
20	条例第43条第2項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）
21	条例第44条第1項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）
22	条例第20条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報開示請求に係る委任状（様式第22号）
23	条例第33条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報訂正請求に係る委任状（様式第23号）
24	条例第40条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報利用停止請求に係る委任状（様式第24号）

（手続の方法）

第9条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	条例第28条第1項の規定による通知	愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第25号）
2	条例第46条第2項の規定による通知	愛媛県議会運営委員会諮問通知書（様式第26号）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第10条 議長は、個人情報ファイル（条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（代理人による開示請求等）

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により開示請求等をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求等は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
(第三者意見照会書等)

第13条 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(電磁的記録の開示方法)

第14条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。ただし、当該方法により難いときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

電磁的記録の種類	開示の方法
1 録音され、又は録画された電磁的記録	視聴又は写し(複製物を含む。以下同じ。)の交付
2 1に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は写しの交付

(文書等の写しの交付の部数)

第15条 保有個人情報が記録されている文書等(これを複製した物を含む。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示の請求があった保有個人情報が記録された文書等1件につき1部とする。

(文書等の開示の実施等)

第16条 保有個人情報が記録されている文書等の開示は、議長が指定する日時及び場所においてするものとする。

- 2 保有個人情報が記録されている文書等を閲覧し、又は視聴する者は、当該文書等を丁寧に扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。
- 3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。
- 4 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の額)

第17条 条例第31条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

区分	金額
ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複製したものの交付	交付する用紙1枚(用紙の両面に複製する場合にあっては、片面を1枚とする。以下同じ。)につき10円
イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複製したものの交付	交付する用紙1枚につき20円
ウ 保有個人情報が記録された文書等を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき40円
エ 保有個人情報が記録された文書等を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき50円
オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

- (2) 送付に要する費用 当該写しの送付に要する費用に相当する額

(費用の納付の方法)

第18条 前条各号に規定する費用について、納付の方法は、次の各号の定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 次号に掲げる方法により交付を受ける場合以外の場合 前条第1号に掲げる額を現金で納付する方法
- (2) 文書等の写しの送付により交付を受ける場合 前条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第17条第1項に規定する納入通知書により納付する方法

(実施状況の公表)

第19条 条例第52条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成14年愛媛県議会告示第2号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際に議会が保有している個人情報ファイルについての第10条第1項及び第3項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年愛媛県議会告示第2号)の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号(第8条関係) 個人情報取扱事務登録簿

登録(変更)年月日		年 月 日 (年 月 日変更)	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登 録		
	保 有		
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報の記録項目	基本的情報	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 顔画像 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> その他 ()	
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	
	その他の情報	<input type="checkbox"/> 心身の状況 <input type="checkbox"/> 家庭生活の状況 <input type="checkbox"/> 社会生活の状況 <input type="checkbox"/> 資産・収入の状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	
保有個人情報の目的外の利用の有無及び提供の状況		<input type="checkbox"/> 有(条例第12条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無	
		提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 有(委託内容) <input type="checkbox"/> 無	
保有個人情報の保有形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル(手作業)処理ファイル <input type="checkbox"/> その他のファイル	
個人情報ファイル簿の作成の有無		<input type="checkbox"/> 有(ファイル名) <input type="checkbox"/> 無	
備考			

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号(第8条関係) 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの 名称	
個人情報ファイルを 保有する機関名	
個人情報ファイルが 利用に供される事務 をつかさどる組織の 名称	
個人情報ファイルの 利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的提 供先	
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第3号(第8条関係) 保有個人情報開示請求書

(表)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

請求者 住所又は居所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の内容(具体的に記入してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記入は任意です。)

(1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記入してください。

(1) 事務所(窓口)における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 (これに引き続く写しの交付の希望の有無 有 無) 写しの交付 視聴 (これに引き続く写しの交付の希望の有無 有 無)

<実施の希望日> 年 月 日

(2) 写しの送付を希望する。

(裏)

3 開示請求者等

(1) 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。)

ア 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
(ふりがな)

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

エ 本人の電話番号 _____

4 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求者本人確認書類 運転免許証
健康保険被保険者証 (住所の記載があるものに限る。)
個人番号カード
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 ()

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 (開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。)
登記事項証明書 (開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。)
その他 ()

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 (様式第22号) (開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。)
その他 ()

5 受付年月日

____年 ____月 ____日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類 (法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類) の写しに加えて住民票の写し (開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。) 等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合 (当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。) にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の

写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

- 2 「2 求める開示の実施方法等」の欄及び「3 開示請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「4 本人確認等」の欄及び「5 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第8条関係) 保有個人情報開示決定通知書

様式第4号(その1)

(表)

保有個人情報開示決定通知書(全部開示)

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)第25条第1項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所(窓口)における開示を実施することができる日時及び場所

期間:

時間:

場所:

(3) 写しの作成に要する費用 円

(4) 写しの送付に要する費用 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

(裏)

4 主務課

電話番号

内線

注意

- 1 開示を受ける当日、事務所（窓口）に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報が記録された文書等の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

様式第4号(その2)

(表)

保有個人情報開示決定通知書(部分開示)

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)第25条第1項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

--

2 開示をしないこととした部分及びその理由

--

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

(裏)

4 開示の実施の方法等

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 開示の実施の方法 | |
| (2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所 | |
| 期間： | |
| 時間： | |
| 場所： | |
| (3) 写しの作成に要する費用 | 円 |
| (4) 写しの送付に要する費用 | 円 |
| (5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 | 日 |

5 主務課

電話番号	内線
------	----

注意

- 1 開示を受ける当日、事務所（窓口）に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報が記録された文書等の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

様式第5号(第8条関係) 保有個人情報不開示決定通知書

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第25条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示をしないこととした理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第8条関係） 保有個人情報開示決定等期限延長通知書

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

様式第7号(第8条関係) 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第8号（第8条関係） 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第2項の規定に基づく通知・意見照会書

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
第28条第2項の規定に基づく通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第28条第2項の規定により次のとおり照会します。

当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項各号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
意見書の提出先	主務課： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

注1 保有個人情報の開示に係る意見書を添付すること。

2 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第9号（第8条、様式第8号、様式第10号、様式第25号関係） 保有個人情報の開示に係る意見書

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

記入上の注意

のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。

様式第10号（第8条関係） 保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



から 年 月 日付けで保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）の提出があった保有個人情報について、次のとおり開示することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第8条関係） 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第29条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号

日付： 年 月 日

文書番号：

2 開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の内容	実施の方法	
(1) 閲覧	① 全部 (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	② 一部（求める部分） (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
(2) 写しの交付	① 全部	② 一部（求める部分）
(3) 視聴	① 全部 (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	② 一部（求める部分） (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 午後

4 写しの送付の希望の有無 有 無

記入上の注意

- 1 「2 開示の実施方法」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。

様式第12号（第8条関係） 保有個人情報訂正請求書

（表）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正を請求する保有個人情報の内容等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容等	開示決定通知書の日付及び文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 訂正請求者等

(1) 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。）

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者
(ふりがな)

イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

エ 本人の電話番号

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求者本人確認書類 運転免許証
 健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）
 個人番号カード
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
 その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 登記事項証明書（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状（様式第23号）（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
 その他（ ）

4 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 2 「2 訂正請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「3 本人確認等」の欄及び「4 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

様式第13号（第8条関係） 保有個人情報訂正決定通知書

様式第13号（その1）

保有個人情報訂正決定通知書（全部訂正）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第35条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正する内容) (訂正する理由)
主務課	電話番号 内線

様式第13号(その2)

保有個人情報訂正決定通知書(部分訂正)

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)第35条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正する内容) (訂正する理由)
訂正をしない内容及び理由	(訂正をしない内容) (訂正をしない理由)
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第8条関係） 保有個人情報不訂正決定通知書

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正しないことに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第35条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
訂正をしないことと した理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第8条関係） 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

様式第16号（第8条関係） 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第17号（第8条関係） 保有個人情報利用停止請求書

（表）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報の内容等	開示決定通知書の日付及び文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容：
利用停止請求の趣旨 及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 条例第39条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 条例第39条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由）

2 利用停止請求者等

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してくだ さい。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

エ 本人の電話番号

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求者本人確認書類 運転免許証
 健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）
 個人番号カード
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
 その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 登記事項証明書（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状（様式第24号）（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
 その他（ ）

4 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 2 「1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等」の欄及び「2 利用停止請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「3 本人確認等」の欄及び「4 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

様式第18号（第8条関係） 保有個人情報利用停止決定通知書

様式第18号（その1）

保有個人情報利用停止決定通知書（全部利用停止）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第42条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止する内容) (利用停止する理由)
主務課	電話番号 内線

様式第18号(その2)

保有個人情報利用停止決定通知書(部分利用停止)

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)第42条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止する内容) (利用停止する理由)
利用停止をしない内容及び理由	(利用停止をしない内容) (利用停止をしない理由)
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第19号（第8条関係） 保有個人情報利用不停止決定通知書

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第42条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしないこととした理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第20号（第8条関係） 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

様式第21号（第8条関係） 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第22号（第8条、様式第3号関係） 保有個人情報開示請求に係る委任状

様式第22号（その1）

保有個人情報開示請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

印

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 開示請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第22号(その2)

保有個人情報開示請求に係る委任状(特定個人情報)

(代理人) 住所又は居所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る特定個人情報を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

⑨

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 開示請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書(委任者の実印を押印する場合に限る。)
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第23号（第8条、様式第12号関係） 保有個人情報訂正請求に係る委任状

様式第23号（その1）

保有個人情報訂正請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

㊞

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 訂正請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第23号(その2)

保有個人情報訂正請求に係る委任状(特定個人情報)

(代理人) 住所又は居所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

印

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 訂正請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書(委任者の実印を押印する場合に限る。)
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第24号（第8条、様式第17号関係） 保有個人情報利用停止請求に係る委任状

様式第24号（その1）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

(代理人) 住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

⑩

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 利用停止請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第24号(その2)

保有個人情報利用停止請求に係る委任状(特定個人情報)

(代理人) 住所又は居所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

印

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 利用停止請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書(委任者の実印を押印する場合に限る。)
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第25号（第9条関係） 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定に基づく通知・意見照会書

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
第28条第1項の規定に基づく通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により次のとおり照会します。

当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
意見書の提出先	主務課： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

注 保有個人情報の開示に係る意見書を添付すること。

様式第26号（第9条関係） 愛媛県議会運営委員会諮問通知書

愛媛県議会運営委員会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長



年 月 日付けの次の審査請求については、愛媛県議会運営委員会に諮問したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の対象となった決定等	
審査請求	1 審査請求年月日 2 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日
主務課	電話番号 内線